

有田市告示第 29 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 30 日

有田市

上記代表者 有田市長 望月 良男

1 都市計画の種類

有田都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

なし

削除する部分

なし

変更する部分

和歌山県有田市初島町里字八幡、水越、黒原、垣内、岡ノ和田、竹田、
高岸、水鳥、森田、青木の各一部

初島町浜字榎ノ角の一部

3 縦覧場所

有田市役所経済建設部都市整備課